

### 第3 排水規制

特定事業場から公共用水域に排出される雨水や冷却水を含む全ての水（排水）に対して、排水基準が適用されます。

#### 1 排水基準等

特定事業場からの排水等に対して適用されるものであり、濃度規制基準と総量規制基準の2種類があります。

##### (1) 濃度規制

###### ア 排水基準（水濁法第12条）

###### (ア) 特定事業場

特定事業場において排水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適しない排水を排出できません。

また、排水口とは排水口の形態に備えているものに限らず、排水を排出する全ての場所をいい、全ての排水口において排水基準に適合しなければなりません。

なお、基準には全国一律排水基準と、兵庫県が定める上乘せ排水基準があり、両方を遵守することが必要です。（排水基準の値については、p. 48～56 参照）

| 日平均排水量    | 50 m <sup>3</sup> 以上 | 30 m <sup>3</sup> 以上 50 m <sup>3</sup> 未満 | 30 m <sup>3</sup> 未満 |
|-----------|----------------------|-------------------------------------------|----------------------|
| 有害物質      | 濃度規制対象               |                                           |                      |
| COD、窒素、りん | 総量規制対象               |                                           |                      |
| 生活環境項目    | 濃度規制対象               |                                           | —                    |

###### (イ) 特定事業場以外の工場等

水濁法及び瀬戸法の対象とならない工場等（畜産業に係る工場を除く。）にあつては、兵庫県条例で定める排出基準（p. 57、58 参照）を遵守する必要があります。（兵庫県条例第35条）

###### イ 測定義務（水質汚濁防止法施行規則第9条）

排水を排出する者は、排水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、保存しなければなりません。

###### (ア) 測定頻度

上記の基準が適用される項目については、1年に1回以上（旅館業〔温泉を利用するものに限る。〕に属する特定事業場に係る排水の汚染状態の測定のうち、砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物並びに水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量に係るものについては、3年に1回以上）の測定が義務付けられています。その他項目については、必要に応じて実施してください。

###### (イ) 測定時期

排水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採水してください。

###### (ウ) 測定方法

排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境省告示第64号）にて行ってください。

有害物質の測定は、事業場内で原材料として使用されるものも含めて、保管、使用される等、排出される可能性がある項目について測定が必要です。

###### (エ) 測定結果の記録

様式第8（水質測定記録表）により記録してください。計量証明書がある場合は省略することができます。

###### (オ) 測定結果の保存

測定結果の記録は、試料採取記録（採水日、保存方法等）、測定装置の点検記録、チャート紙等と共に3年間以上保存することが義務付けられています。

## (2) 総量規制（水濁法第4条の5、瀬戸法第12条の3）

総量規制基準は、指定地域内（尼崎市内は全域が対象）の日平均排水量 50 m<sup>3</sup>以上の特定事業場からの特定排水に対して適用される、COD、窒素、りんの汚濁負荷量の排出基準です。現在、第8次総量規制（総量規制値は第7次と同値）が実施され、上記項目について事業場ごとに汚濁負荷量の上限が定められています。

### ア 規制値の算定方法

事業場から排出される汚濁負荷量の総量規制基準値（L）は、「特定排水」の量と、業種毎に知事が定める値（C）から次式により算出します。

$$L=C \times Q \times 10^{-3}$$

L：排出が許容される汚濁負荷量（単位：kg／日）

C：業種毎に知事が定める COD、窒素含有量、りん含有量の値（単位：mg／ℓ）

Q：特定排水（排水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用される水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう）の量（単位：m<sup>3</sup>／日）

COD、窒素、りんの総量規制基準値の計算は、業種と時期で区分した C 値と Q 値ごとに行い、その結果を合計したものとなります。C 値については、各兵庫県告示の別表を参照ください。

#### CODに係る総量規制基準値（平成19年6月22日付け兵庫県告示第733号）

$$L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$$

#### 窒素含有量に係る総量規制基準値（平成19年6月22日付け兵庫県告示第734号）

$$L_n = (C_{no} \cdot Q_{no} + C_{ni} \cdot Q_{ni}) \times 10^{-3}$$

#### りん含有量に係る総量規制基準値（平成19年6月22日付け兵庫県告示第734号）

$$L_p = (C_{po} \cdot Q_{po} + C_{pi} \cdot Q_{pi}) \times 10^{-3}$$

※ C 値と Q 値は、特定排水が増加した時期により、下記のとおり区分されます。

| 施設の設置等により排水量が増加した時期                                     | 特定排水の呼称、（ ）内は対応する C の呼称               |                                       |                                       |
|---------------------------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
|                                                         | COD                                   | 窒素                                    | りん                                    |
| 昭和55年6月30日までに設置                                         | Q <sub>co</sub><br>(C <sub>co</sub> ) | Q <sub>no</sub><br>(C <sub>no</sub> ) | Q <sub>po</sub><br>(C <sub>po</sub> ) |
| 法改正等により新たに特定事業場になった場合（使用届の対象）                           |                                       |                                       |                                       |
| 昭和55年7月1日から平成3年6月30日の間に施設の設置・変更許可申請又は届出がなされ、増加した排水量について | Q <sub>ci</sub><br>(C <sub>ci</sub> ) |                                       |                                       |
| 平成3年7月1日以降に施設の設置・変更許可申請又は届出がなされ、増加した排水量について             | Q <sub>cj</sub><br>(C <sub>cj</sub> ) |                                       |                                       |
| 平成14年10月1日以降に施設の設置・変更許可申請又は届出がなされ、増加した排水量について           |                                       | Q <sub>ni</sub><br>(C <sub>ni</sub> ) | Q <sub>pi</sub><br>(C <sub>pi</sub> ) |
| 平成19年9月1日以降に施設の設置・変更許可申請又は届出がなされ、増加した排水量について            |                                       |                                       |                                       |

## イ 測定義務（水質汚濁防止法施行規則第9条の2）

総量規制対象事業場は、特定排出水の水量、COD、窒素含有量及びりん含有量を測定し、汚濁負荷量を算出し、その結果を記録し、保存しなければなりません。

### （ア） 測定頻度

測定頻度は、事業場の日平均排水量によって異なります。

| 事業場の日平均排水量                                  | 測定頻度                 |
|---------------------------------------------|----------------------|
| 400 m <sup>3</sup> 以上                       | 排水の期間中毎日             |
| 200 m <sup>3</sup> 以上 400 m <sup>3</sup> 未満 | 7日を超えない排水の期間ごとに1回以上  |
| 100 m <sup>3</sup> 以上 200 m <sup>3</sup> 未満 | 14日を超えない排水の期間ごとに1回以上 |
| 50 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> 未満  | 30日を超えない排水の期間ごとに1回以上 |

### （イ） 測定方法

測定方法については、あらかじめ法第14条第3項に基づく「汚濁負荷量測定手法届出書」の提出が必要です。

### （ウ） 測定結果の記録

上記の頻度で測定した汚濁負荷量は、様式第9（汚濁負荷量測定記録表）に記録してください。

### （エ） 測定結果の保存

測定の結果は、3年間以上保存することが義務付けられています。

## 2 地下水浄化措置（水濁法第14条の3）

特定事業場、有害物質貯蔵指定事業場において「有害物質に該当する<sup>①</sup>」物質を含む水の地下への浸透があったことにより、周辺の飲用井戸等が汚染され、人の健康に係る被害が生じ又は生じるおそれがあると認めるときは、「被害を防止するに必要な限度」において地下水の水質浄化措置命令の対象となることがあります。

なお、「被害を防止するに必要な限度」とは、地下水の利用等の状態に応じて定める地点（測定点）において浄化基準（p.59参照）（複数の者が命令対象の場合は削減目標）を達成することを示します。

備考① 地下浸透した時点では有害物質に指定されていなくても、措置命令時点で有害物質に指定されている場合なども含みます